

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

水戸市長

公表日

令和4年6月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録と、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

健康情報管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項、93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条 第67条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 別表第二の16の2、16の3の項、115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2、第12条の2の2、第59条の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の16の2、17、18、19の項、115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	水戸市役所 保健医療部 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部 総務法制課 電話番号 029-232-9116
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号 310-0852 水戸市笠原町993-13 水戸市役所 保健医療部保健予防課 電話番号 029-243-7315
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表第一の10の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第10条	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表第一の10の項 33の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第10条 第67条の2	事前	情報提供ネットワークシステム取扱事務の追加による修正
令和3年7月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第2における情報提供の根拠） 別表第二の16の2.16の3の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第12条の2.第12条の2の2 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の17.18.19の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第13条	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第2における情報提供の根拠） 別表第二の16の2.16の3の項.115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第12条の2.第12条の2の2.115の2の項 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の16の2. 17.18.19の項.115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第12条の2.第12条の3.第13条.第13条の2.第59条の2	事前	情報提供ネットワークシステム取扱事務の追加による修正
令和3年7月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。	予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録と、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表
令和3年7月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表
令和4年3月11日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表第一の10の項 33の2の項 番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第5号（委託先への提供） 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第10条 第67条の2	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表第一の10の項 33の2の項 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号（委託先への提供） 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第10条 第67条の2		
令和4年6月6日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第2における情報提供の根拠） 別表第二の16の2.16の3の項.115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第12条の2.第12条の2の2.115の2の項 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の16の2. 17.18.19の項.115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第12条の2.第12条の3.第13条.第13条の2.第59条の2	番号法第19条第6号（特定個人情報の提供の制限） （別表第2における情報提供の根拠） 別表第二の16の2.16の3の項.115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第12条の2.第12条の2の2.第59条の2の項 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の16の2. 17.18.19の項.115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第12条の2.第12条の3.第13条.第13条の2.第59条の2	事後	
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。